

霧島市過疎地域自立促進計画の一部変更について

霧島市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により議会の議決を求める。

平成27年2月17日提出

霧島市長 前田 終 止

（提案理由）

平成22年3月に策定した霧島市過疎地域自立促進計画について、新規事業の追加を行うものである。

(別 紙)

霧島市過疎地域自立促進計画の第4章 生活環境の整備1. 現況と問題点中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 火葬場

火葬場については、本市が指定管理者制度により管理する「霧島市国分斎場」と伊佐市、湧水町と共同で管理する伊佐北始良火葬場管理組合「ひしかり苑」があり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、火葬業務を支障なく行う必要があるが、「ひしかり苑」については設備等の老朽化に伴い、大規模な改修が必要となっている。

第4章 生活環境の整備2. その対策中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 火葬場

伊佐北始良火葬場管理組合「ひしかり苑」の施設・設備の老朽化については、火葬業務を支障なく行うための大規模な改修を行い、地域住民の公衆衛生その他公共の福祉向上を図る。

第4章 生活環境の整備3. 計画の表中

「

(2)下水処理施設 公共下水道	特定環境保全公共下水道事業 (管渠整備)	市	牧園
	特定環境保全公共下水道事業 (終末処理場増設)	市	牧園
その他	合併処理浄化槽設置整備事業	市	横川・牧園・福山

」を

「

(2)下水処理施設 公共下水道	特定環境保全公共下水道事業 (管渠整備)	市	牧園
	特定環境保全公共下水道事業 (終末処理場増設)	市	牧園
その他	合併処理浄化槽設置整備事業	市	横川・牧園・福山
(3)火葬場	伊佐北始良火葬場改修事業	一部事務組合	横川・牧園

」に、

「(4)消防施設」を「(5)消防施設」に、「(5)市営住宅」を「(6)市営住宅」に、

「(6)過疎地域自立促進特別事業」を「(7)過疎地域自立促進特別事業」に、

「(7)その他」を「(8)その他」に改める。